新型コロナウイルス感染症医療従事者応援事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条 新型コロナウイルス感染症医療従事者応援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　県は、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行に備え、発熱者の診療等に携わる医療従事者の士気向上につなげるため、補助金を交付する。

（交付額の算定方法及び用語の定義）

第３条　この補助金の交付額は、次により算定された額とする。

（１）別表の第１欄に定める種別に応じて、第２欄に定める額を選定するものとする。

（２）前号により選定された額に第３欄に定める補助率を乗じた額を交付するものとする。

（３）この要綱において、次のアからウまでに掲げる用語の意義は、当該アからウまでに定めるところによる。

　ア　重点医療機関　「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和２年６月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に規定する医療機関をいう。

　　イ　「かかりつけ患者以外も診療」及び「かかりつけ患者のみを診療」　発熱患者等の診療・検査医療機関の指定に係る届出書（「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和２年９月４日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡））に記載された「発熱者等の診療・検査の対象者」により、次のとおり判断する。

　　 (ｱ)　かかりつけ患者以外も診療　「自院患者」の他「相談センターや他院からの紹介患者」又は「濃厚接触者」を対象とした診療をいう。

　　 (ｲ)　かかりつけ患者のみを診療　「自院患者」のみを対象とした診療をいう。

　　ウ　確保病床数　新型コロナウイルス感染症患者の受入要請があれば患者受入を行うこととして、県と調整済みの最大の病床数をいう。

（補助金の申請等）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式１）を、別に定める日までに知事に提出するものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第５条　知事は、補助事業者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、及び額の確定をするものとする。

（補助金の交付）

第６条　補助金の交付方法は、精算払いとする。

２　知事は、前条の規定により補助金の額の確定をしたときは、補助金を口座振込により支払うものとする。

（補助金の使途）

第７条　補助金の交付を受けた補助事業者は、第２条の目的を達成するため、新型コロナウイルス等の医療に携わる医療従事者（医師、看護師、臨床検査技師等）への一時金の支給又は職場環境改善等に充てなければならない。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第８条 知事が第５条の規定による交付の決定を行った後、補助事業者の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（状況報告）

第９条　知事は、補助事業者に対し、必要に応じ、補助事業の遂行状況を報告させることがある。

（不当利得の返還）

第10条 知事は、補助金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、期限を定めて交付を行った補助金の返還を命じるものとする。

（書類の保管）

第11条　補助金事業に係る証拠書類等の管理については、これを事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（その他）

第12条　この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年１２月１日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された交付金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　種別 | ２　基準額 | ３　補助率 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院（重点医療機関） | 1,000,000円＋50,000円×確保病床数 | １０／１０ |
| 病院  （診療・検査医療機関の指定を受けた  医療機関のうち重点医療機関以外） | 1,000,000円 | １０／１０ |
| 診療所（かかりつけ患者以外も診療） | 600,000円 | １０／１０ |
| 診療所（かかりつけ患者のみを診療） | 300,000円 | １０／１０ |

（様式１）

第　　　　　　　　号

令和　年　　月　　日

山梨県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名　　　　　　　　　　印

新型コロナウイルス感染症医療従事者応援事業費補助金交付申請書

　標記について、次により補助金を交付されるよう申請する。

１　補助金申請額　　　　　金　　　　　　　　　円

① 病院（重点医療機関）　　：1,000,000円＋50,000円×確保病床数（ 　　　床 ）

② 病院（重点医療機関以外）：1,000,000円

③ 診療所（かかりつけ患者以外も診察）：600,000円

④ 診療所（かかりつけ患者のみを診察）：300,000円

２　対象医療機関

施設名称

管 理 者　（職・氏名）

担 当 者　（担当部署・氏名）

住　　所　〒

連 絡 先

３　支払い先

　　　　　　　金融機関名

　　　　　　　支店名

　預金種別（当座・普通）

　　　　　　　口座番号

　　　　　　　口座名義

　　　　　　　　　（フリガナ）

４　添付書類

　　発熱患者等の診療・検査医療機関の指定に係る届出書（写）